

# 電気工事業者の事業開始通知について

自家用電気工作物に係る電気工事のみの電気工事業を営もうとする方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により、その事業を開始しようとする日の10日前までに（建設業許可を受けている建設業者については、事業開始後遅滞なく。）、経済産業大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

つきましては、千葉県内のみ営業所を設置し電気工事業を営もうとする方は、下記により手続きしてください。

## 記

**1. 通知先** 千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）  
千葉県庁中庁舎7階 千葉市中央区市場町1番1号  
電話：043-223-2722

## 2. 要件

### (1) 工事の従事者の制限

第一種電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させてはならない。

認定工事従事者は自家用電気工事のうち簡易電気工事の作業のみ従事可能。

（第二種電気工事士は、自家用電気工作物の電気工事には従事できません。）

### (2) 営業所には、次の検査用器具を備え付けること。

- ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計  
④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置

但し、「⑥継電器試験装置」及び「⑦絶縁耐力試験装置」については、常備していなくても必要時に借り入れることができればよい。

## 3. 必要書類

### (1) 電気工事業開始通知書

建設業許可を受けていない場合 様式第14の2

建設業許可を受けている場合 様式第21

### (2) 通知者の住民票又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）

通知者が千葉県内に住民票のある個人の場合・・・不要

（※住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）

通知者が千葉県外に住民票のある個人の場合・・・本人の住民票抄本

通知者が法人の場合・・・・・・・・・・・・・・・・法人の登記事項証明書

### (3) 誓約書

### (4) 建設業許可を受けている場合は、許可の写し

### (5) 第一種電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証等の写し